

29 観光と環境負荷

その他

●オーバーツーリズムについて

観光地が耐えられる以上の観光客が押し寄せて環境に負荷がかかる状態のこと。

観光客が多く訪れると、観光地に住んでいる人の生活に影響を及ぼすだけでなく、環境が破壊されるおそれがあり、世界的に問題になっている。主な要因として、観光ができる程度の経済的余裕のある人口が世界的に増加していることや、格安航空会社（LCC）などの利用が増加したことがある。

●世界で起きている観光客による問題や対応

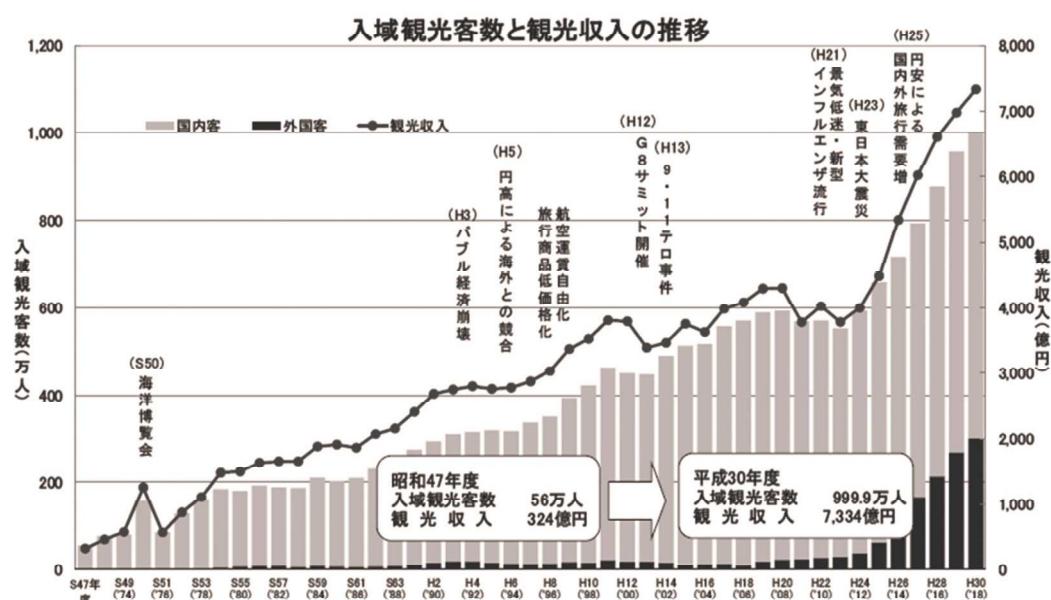
フィリピン・ボラガイ島では急速な観光客の増加にインフラ設備が追いつかず、違法建築やごみがあふれ、水質が悪化する事態となった。フィリピン政府は島を一時的に閉鎖、観光客の立ち入りを禁止し、他の島への需要分散、インフラの整備や環境の改善などを求めている。

ガラパゴスは多くの希少種が存在し、独自の生態系が評価され、1979年に世界遺産第1号に認定された群島である。これらの環境資源や近隣の海洋資源を求める移住者が増加し、その影響により世界遺産抹消の懸念が生じたため、立入規制地域の設定、公認ガイドによるツアーの義務付け、動植物の島外への持ち出し禁止などの対策をとっている。

●沖縄を訪れる観光客数

沖縄を訪れる観光客数は年々増加しており、それに伴って外国人観光客も増加している。

1 沖縄観光の推移
(1) 概況(年度)



引用：「観光要覧」（平成30年度報告）

●沖縄で考えられる観光客による問題

沖縄県では観光客の増加に伴う地域環境への影響が懸念されている。

例えば、沖縄県内の聖域として知られる久高島で、立入禁止の御嶽等に侵入して写真を撮影している事例や、本部町の「備瀬のワルミ」では、農道への違法駐車やごみのポイ捨て等のマナーの悪さから立入禁止したという事例が生じており、他にも、集落内私有地への侵入やレンタカーによる交通渋滞と事故の増加、一部の民泊業者や利用者による騒音やごみ問題等から地域住民生活への影響が報告されています。

自然環境面からもレンタカーの増加に伴うヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコのロードキルの問題やオーバーユース（過剰利用）による植生等への影響が懸念されています。また、世界自然遺産への登録により観光客の増加が見込まれている西表島では、地域環境への影響を懸念して、入島制限することも含めて様々な方策について議論されています。

⑩ 沖縄の基地

その他

●沖縄の基地の現状

日本の国土の約 0.6%に過ぎない沖縄に、全国の米軍専用施設面積の約 70%が集中している。県土面積の約 8.2%、沖縄島では約 14.6%を米軍基地が占めている。このような米軍基地から、さまざまな環境問題が発生している。

在日米軍提供施設・区域配置図（沖縄）

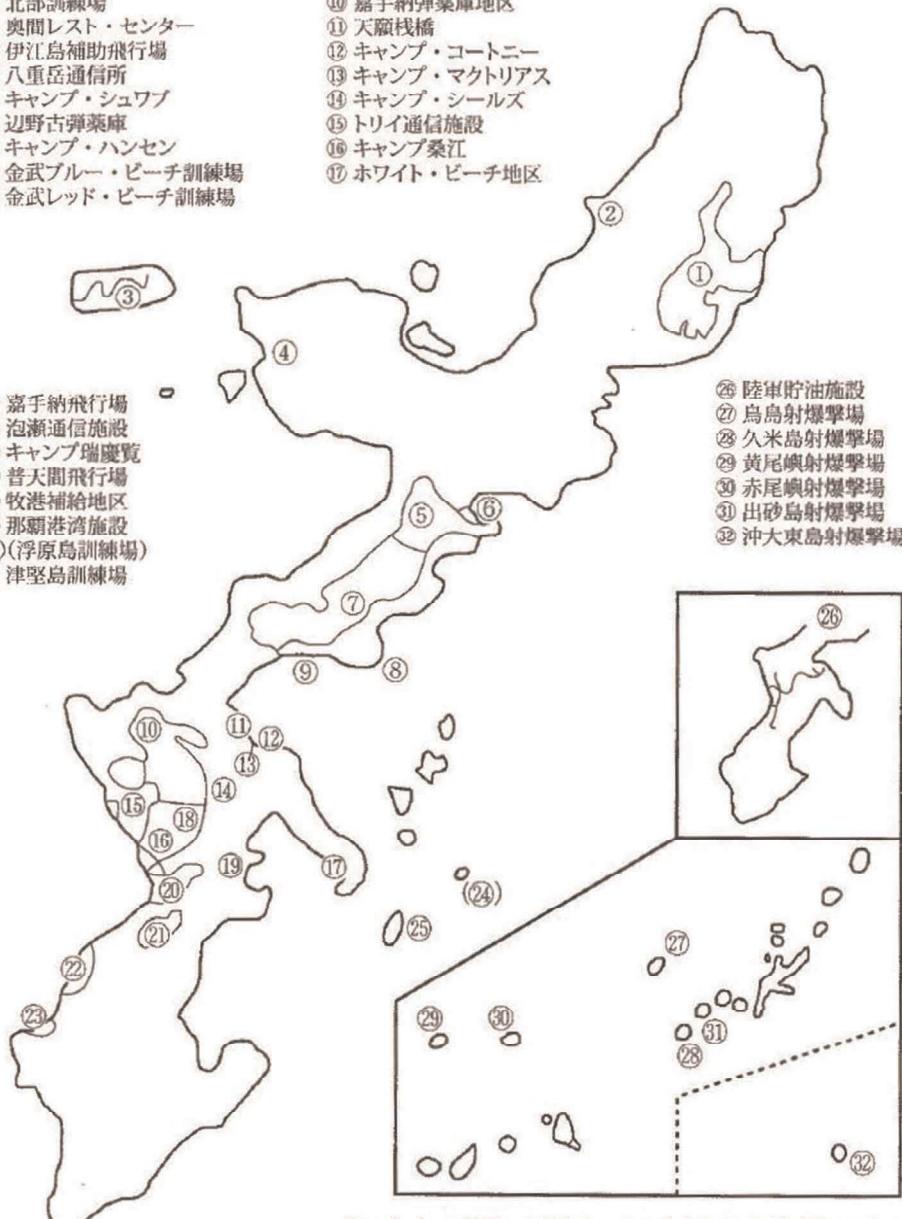
(平成29.3.31現在)

- ① 北部訓練場
- ② 奥間レスト・センター
- ③ 伊江島補助飛行場
- ④ 八重岳通信所
- ⑤ キャンプ・シュワブ
- ⑥ 辺野古弾薬庫
- ⑦ キャンプ・ハンセン
- ⑧ 金武ブルー・ビーチ訓練場
- ⑨ 金武レッド・ビーチ訓練場

- ⑩ 嘉手納弾薬庫地区
- ⑪ 天願桟橋
- ⑫ キャンプ・コートニー
- ⑬ キャンプ・マクトリアス
- ⑭ キャンプ・シールズ
- ⑮ トライ通信施設
- ⑯ キャンプ桑江
- ⑰ ホワイト・ビーチ地区

- ⑯ 嘉手納飛行場
- ⑯ 泡瀬通信施設
- ⑯ キャンプ瑞慶覧
- ⑯ 普天間飛行場
- ⑯ 牧港補給地区
- ⑯ 那覇港湾施設
- ⑯ (浮原島訓練場)
- ⑯ 津堅島訓練場

- ⑯ 陸軍貯油施設
- ⑯ 烏島射爆撃場
- ⑯ 久米島射爆撃場
- ⑯ 黄尾嶼射爆撃場
- ⑯ 赤尾嶼射爆撃場
- ⑯ 出砂島射爆撃場
- ⑯ 沖大東島射爆撃場



注：() の施設・区域は、その全部が地位協定第2条4(b)の規定に基づいて一時使用されているものである。

出典：「防衛ハンドブック(平成30年度版)朝雲新聞社刊」

沖縄の米軍及び自衛隊基地

沖縄県基地対策課 2019.8

●数値で見る現状（2019年8月末現在）

- (1) 米軍施設数 33 施設
- (2) 施設面積 18,709.9ha（沖縄県面積の 8.3 %）
- (3) 専用施設面積 18,496.1ha（在日米軍専用施設の 70.3 %）
沖縄県以外の日本には 7,823.0 ha
- (4) 軍人・軍属・家族数 48,340 人（2011年6月末現在） ※2011年6月以降非公表となっている。

軍人	26,883 人
軍属	1,994 人
家族	19,463 人

●基地が原因となる環境問題

米軍基地内の環境汚染は、日米地位協定によって施設を管理する権利を米軍が持っているため、基地内の環境調査などが困難な現状がある。米軍基地から派生する諸問題については、「県民の安全・安心」を確保するために、国の責任において解決促進を図る必要がある。

沖縄県では、2017年3月に「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」を策定し、米軍基地から派生する諸問題のうち、環境面からの問題解決に資するため、国、県及び関係市町村と役割分担し、技術的・制度的な対応のあり方を示し、国及び関係市町村等と連携した新たな環境保全の仕組みの構築を目指している。

(1) 水質・土壤汚染

2012年度に発生した油流出等事故は6件であり、油圧オイル、戦闘機燃料、ディーゼル燃料、古い燃料、汚水の流出、溢れがあった。

(2) 有害廃棄物

米軍基地返還跡地から様々な有害廃棄物が見つかっている。恩納村の米軍恩納通信所跡地からはPCBや水銀が、また北谷町の基地返還跡地からはドラム缶に入ったタール状物質が確認されている。2013年6月13日に米軍嘉手納基地の返還跡地である沖縄市サッカー場工事現場からドラム缶61本が見つかり、DDT、PCB、ダイオキシン等の汚染が確認された。

(3) 航空機騒音

平成30年度の米軍飛行場周辺の航空機騒音は、環境基準の指標であるLdenの最大値が、嘉手納飛行場周辺で68dB、普天間飛行場周辺で67dBとなっており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の36測定期中、10局で環境基準を超過している。また、1日あたりの騒音発生回数の最大値は、嘉手納飛行場周辺56.6回、普天間飛行場周辺で、31.4回となっている。

(3) 赤土汚染

基地建設や軍事演習などによって出来た裸地や未舗装の演習用道路から、赤土が流出して河川海域を汚染している。

(4) 射撃訓練による汚染

鳥島は久米島の北方約28kmに位置し、島全体が演習場となっており、空対地射爆撃訓練が行われている。1995年12月から1996年1月にかけて3回にわたり、米海兵隊のハリアー機が訓練中、計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って使用していたことが判明している。

劣化ウランは、重金属としての毒性とウラン同位体から成る放射性物質としての影響があることから、周辺環境への影響を懸念する声が高まった。

31 環境保全に関連した法律など（主なもの）

その他

1. 国内の法律など

●環境政策の基本に関して

法律名	目的・内容
環境基本法（1993）	環境政策の基本理念を定めている。

●地球環境の保全に関して

法律名	目的・内容
地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法) (1998)	地球温暖化防止のため、国や地方公共団体、事業者、国民の義務を定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) (2001)	オゾン層を破壊するフロンなどのガスを大気中に放出させないため、特定製品の管理者、回収業者などの義務を定めている。

●廃棄物・リサイクルに関して

法律名	目的・内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (1970)	廃棄物の排出を抑制し、適正処理を進めるための基本となる法律で、廃棄物を処理する施設の設置や処分の方法などについて基準を定めている。
循環型社会形成推進基本法 (循環型社会基本法) (2000)	目指す循環型社会を定義し、循環型社会の形成に関する基本的施策を定めている。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (改正リサイクル法) (1991)	資源の再利用の促進のため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) (1995)	ペットボトルやガラス容器などの再商品化を進めるため、消費者、行政、メーカーそれぞれの役割に応じた義務を定めている。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) (1998)	家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）について、再商品化するために、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務づけている。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法) (2012)	一般消費者が通常生活で使用する電気機械器具について、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図っている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) (2000)	アスファルトや木材等の建設資材について、分別解体やリサイクルの促進を図るために、工事業者への登録制度などを定めている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) (2002)	使用済み自動車から出る部品のリサイクルや適正処分を、メーカーや輸入業者に義務づけている。またリサイクル費用は自動車の所有者が負担することも義務づけている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法) (2000)	出される生ごみや残飯などの飼料や肥料などへのリサイクルを進めため、食品関連事業者の義務を定めている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (2000)	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供の促進を図っている。
浄化槽法 (1983)	浄化槽とは、し尿や生活雑排水を処理して、公共用水域へ放流するための装置で、浄化槽法は、公衆衛生向上のため、浄化槽設置者に、保守点検・清掃・水質検査を義務づけている。

●騒音・振動・悪臭・大気・水質・ダイオキシン類について

法律名	目的・内容
騒音規制法（1968）	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行っている。
振動規制法（1976）	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なっている。
悪臭防止法（1971）	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なっている。
大気汚染防止法（1968）	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制している。
水質汚濁防止法（1970）	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制している。
ダイオキシン類対策特別措置法（1999）	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めている。
土壤汚染対策防止法（2002）	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

●自然環境の保護・生物多様性について

法律名	目的・内容
自然環境保全法（1972）	自然環境の保全に関する基本事項を定めている。
自然再生推進法（2002）	これまでに損なわれた自然環境を再生する事業を定めている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（1992）	国内外を問わず野生動植物の種の保存を定めている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）（2002）	鳥獣の保護を図るための事業を定めている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（2004）	海外起源の外来生物について必要な規制を定めている。
生物多様性基本法（2008）	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。

●環境アセスメントについて

法律名	目的・内容
環境影響評価法 (環境アセスメント法)（1997）	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としている。

●持続可能な社会・環境教育について

法律名	目的・内容
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（2003）	持続可能な社会を作るため、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための支援や環境教育を進めるために必要な事柄を定めている。

●その他

法律名	目的・内容
新・生物多様性国家戦略（2002）	日本政府の生物多様性保全に取り組むための総合的な計画。
環境白書	政府が環境の現状や環境保全のための施策をまとめたもので毎年発行される。環境省のホームページで過去の白書の全文を見ることが出来る。関連の文書に「図で見る環境白書」「こども版環境白書」などがある。

2.沖縄県の条例

法律名	目的・内容
沖縄県環境基本条例（2000）	環境基本計画の策定、環境白書の作成、環境教育の推進などが記されている。
沖縄県生活環境保全条例（2008）	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染などを条例の対象とし、ばい煙発生施設等、規制基準、公害防止担当者、改善命令などを定めている。
沖縄県自然環境保全条例（1973）	自然環境を保全すべき地域の指定やその地域での規制行為などを定めている。
沖縄県赤土等流出防止条例（1994）	工事現場などからの赤土などの土砂の流出を防ぐため、知事への届け出や防止対策を義務づけている。
ちゅら島環境美化条例（2002）	沖縄の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、空き缶・吸い殻などのポイ捨ての禁止を定めている。
沖縄県景観形成条例（1994）	県土の景観を守り育てるため、必要な施策を推進することを定めている。
沖縄県希少野生動植物保護条例（2019）	沖縄の希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全することを目的にしている。

●その他

法律名	目的・内容
沖縄県環境教育等推進行動計画（2014）	沖縄県の特性に応じた環境教育等を推進し、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現を目指す。
沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（沖縄県版レッドデータブック）	沖縄県内の絶滅のおそれのある野生生物を選定し、その保護対策を図るための基礎資料。
自然環境の保全に関する指針（本島編、宮古編、八重山編）	沖縄県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に引き継ぐため、保全のための基本的な方向を示したもの。
沖縄県環境白書	年毎の沖縄県の環境の現状と対策をとりまとめたもの。
沖縄県環境基本計画（2003）	豊かな自然環境に恵まれた、やすらぎと潤いのある沖縄県の実現に向けた、施策の長期的目標と方向性を示している。
沖縄県地球温暖化対策地域推進計画（2003）	地球温暖化防止に取り組むため、沖縄県としての温室効果ガス削減目標を8%（2000年度比）と定め、その目標達成を図るための計画。
みんなでつくる清（ちゅ）ら島おきなわアジェンダ21（2001）	地球温暖化などの地球規模の環境問題を、沖縄県という足元から取り組むための具体的な行動計画。

自然保護憲章

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生きることによって、文明を築きあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月かかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛憎の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかな復元につとめるべきである。
- 六 身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

自然保護憲章制定国民会議、 1973

●自然保護憲章を考える

今から46年よりも前に制定された自然保護憲章を読む。

- (1) この憲章が活かされたかどうかを考える。
どのように活かされただろうか?
活かされなかったとしたら、なぜだろうか?
- (2) これからこの憲章を活かすには私たちは、何をしたら良いのだろうか?